

平成 29 年度農地中間管理事業の推進体制

(公財)えひめ農林漁業振興機構

- 1 事業は、農地の受け皿となる「担い手の確保・育成」と「担い手への農地集積」を目的とし、重点推進事項を定めて下記の推進体制によって取り組みを進めている。
- 2 担い手の確保・育成では、水田農業における集落営農組織の設立・法人化を推進し、果樹農業では農協等と協力して新規就農者の育成確保に努める。
- 3 担い手への農地集積は、機構が一旦農地を借り受け、担い手に貸し付けるものであり、借受希望者の公募や貸付希望農地の登録、貸借のマッチング、中間管理権の取得手続きなどの業務は、地域農政を統括する市町に委託して実施している。

(推進体制図)

